

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務職員等人事評価実施規程の一部を改正する規程（平成24年旭医大達第56号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) 第3条 評価者、調整者及び評価決定者等は、別表第1のとおりとする。 2 評価者は、評価者を補助する者（以下「補助者」という。）を指定することができるものとし、補助者を指定した場合は、被評価者に対して周知するものとする。 <u>3 監査室長及び監査室職員の監事監査に関する業務に係る人事評価を行うに当たっては、必要に応じて監事の意見を聴くことができる。</u>（新規） (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年10月1日から施行する。</u>	(略) 第3条 評価者、調整者及び評価決定者等は、別表第1のとおりとする。 2 評価者は、評価者を補助する者（以下「補助者」という。）を指定することができるものとし、補助者を指定した場合は、被評価者に対して周知するものとする。 (略)

別表第1 評価者、調整者及び評価決定者等（第3条第1項関係）

職員の区分		補助者	評価者	調整者	評価決定者
監査室	室長	なし	事務局長	なし	学長
	その他の職員	課長補佐又は係長	室長	事務局長	学長
事務局	事務局長	なし	学長	なし	学長
	事務局次長		事務局長	なし	事務局長
	課長		事務局次長	事務局長	事務局長
	その他の職員	課長補佐又は係長	課長	事務局次長	事務局長

(略)

【改正理由】

監査室長及び監査室職員は、監事監査に係る業務を担っていることから、人事評価に当たっては、当該業務の実施状況を把握している監事の意見を踏まえる必要がある。

このため、監事監査に係る業務に係る人事評価について、あらかじめ監事の意見を聴くことを明確化するとともに、監査室職員の評価決定者を学長に改め、評価体制の適正化を図るもの。

別表第1 評価者、調整者及び評価決定者等（第3条第1項関係）

職員の区分		補助者	評価者	調整者	評価決定者
監査室	室長	なし	事務局長	なし	事務局長
	その他の職員	課長補佐又は係長	室長	事務局長	事務局長
事務局	事務局長	なし	学長	なし	学長
	事務局次長		事務局長	なし	事務局長
	課長		事務局次長	事務局長	事務局長
	その他の職員	課長補佐又は係長	課長	事務局次長	事務局長

(略)